

第202200138012号
令和4年9月1日

県内高齢者施設、障がい者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスにかかる全数把握体制の見直しに伴う陽性者等の報告
等について(依頼)

日ごろ、高齢者福祉行政及び障がい者福祉行政への格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルスにかかる全数把握体制の見直しが行われ、9月2日から実施されることとなりました。(別添「鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部(第264回)第108回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部合同会議(2022.8.29開催)資料(抜粋)」をご参照ください。)

これに伴い、発生届を通じた陽性者の全数把握は困難となることから、医療機関、社会福祉施設に関しては、本庁に「福祉・医療施設感染対策センター」を設置し、利用者、職員の陽性者の報告を受けることで、発生状況の把握を行うこととなりました。

については、下記及び別添をご参照いただき、報告提出について、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 医療機関、社会福祉施設において陽性者が発生した場合には、別添により、下記アドレス宛にメールでご一報ください。報告を受けた後、適宜、センターより連絡をさせていただきます。

※報告先 福祉・医療施設感染対策センター
メールアドレス：covid19-kansentaisaku@pref.tottori.lg.jp

- 2 陽性者の報告は、陽性者の発生の都度お知らせください。施設内での感染者数が5名を超える等場合は、改めて聞き取りの上、クラスター認定を行うことがあります。
- 3 施設から陽性者発生の報告をいただくことになるため、施設の職員・利用者に対し、陽性が判明した際には施設に報告するよう、周知徹底をお願いします。

以上

担当 長寿社会課 寺谷 0857-26-7174
障がい福祉課 中川 0857-26-7154